

屋根からの落氷雪事故などに気をつけましょう

毎年冬になると、沿道の建物等からの落氷雪による死傷事故が多く発生しています。皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故を無くするため、特に次のことにご注意をお願いします。

- ◆落氷雪事故の発生が懸念されるような沿道建物等については、雪止めを設置するようにしましょう。
- ◆既に雪止めが設置されている場合であっても、針金等のさび、老朽化等による破損が原因で落氷雪事故が発生することもあるため、必ず点検し、破損等が発見された際は早急に修繕するようにしてください。
- ◆落氷雪事故は、気温がマイナス3℃からプラス3℃程度のときに発生しやすいという特徴があるため、早めに除雪するとともに、除雪の際には、歩行者や遊んでいる子どもなどに十分注意するようにしてください。
- ◆落氷雪があった場合は、ただちに事故がないか確認するとともに、歩行者の通行の支障にならないように排除してください。
- ◆交通事故および交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。
- ◆軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。
- ◆軒下や道路では、絶対に子どもを遊ばせないようにしてください。
- ◆ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険なため、早めに付着した氷雪の除去を行うようにしてください。また、落氷雪の除去の際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。

北海道開発局・厚真町・北海道・北海道警察



厚真町臨時職員(事務職)を募集します

町では、昨年に引き続き雇用創出事業を実施します。その一環として、厚真町臨時職員(一般事務)を雇用しますので、条件等を確認のうえ担当窓口へ履歴書を提出してください。

総務課総務人事グループ ☎27-2322

募集職種・人数	一般事務職 2人
雇用期間	平成29年4月1日～平成29年9月30日 (ただし、さらに6カ月間延長する場合があります)
勤務時間	午前8時30分～午後5時30分までのうちの7時間45分 (ただし、土曜日・日曜日および祝祭日を除く)
賃金	月額 148,300円
社会保険	健康保険法、厚生年金保険法および雇用保険法に基づいて適用
応募資格	①厚真町在住の方 ②最近離職を余儀なくされ、現在就職活動をされている方 ③年齢が満64歳以下の方(ただし、性別は問いません) ④雇用期間中、積極的に就職活動をする意欲のある方 ⑤簡単なパソコン操作のできる方(ワード、エクセルなど)
応募方法	履歴書を役場総務課総務人事グループへ提出してください。 ※原則として窓口受付としますので、ご面倒でも役場までお越しください。
応募期限	平成29年2月28日(火)まで
選考	面接を行います。日時については後日通知します。

ぼうさいコラム

Disaster Management Column

Vol. 23 12~1月の防災教育・研修会



厚真高校での防災授業の様子



さだいけ ゆき
定池 祐季
東京大学大学院情報学環
総合防災情報研究センター(CIDIR)
特任助教

剣淵町出身。北海道大学大学院文学研究科博士後期課程修了、博士(文学)。北海道大学助教を経て現職。専門は、災害社会学・防災教育。
北海道南西沖地震を奥尻島で経験、災害復興と地域防災に関する研究に取り組むほか、各地で防災教育活動を展開している。2014年より厚真町防災アドバイザー。

昨年11月から1月にかけて、防災教育活動に関わるさまざまな機会をいただきました。今月号では、12月中旬以降の活動についてご報告します。

12月14日、上厚真小学校高学年の放課後子ども教室で、新聞紙を使った防災スリッパづくりを行いました。デザインにこだわった子、家族の分も作る子、スリッパの後に他の工作を始める子など、個性いっぱいの子どもの姿を見ることができました。改めて、元気に遊び、学習する環境がある厚真の子ども達をうらやましく思いました。

12月16日には、厚真高校で防災授業を実施しました。3年間訪問している「今年の1年生はこういう特徴があるのだな」という学年のカラーが見えるようになり、

私自身とても勉強になりました。1月11日には、厚真中学校の教員研修として「厚真町版HUG」を使用し、中学校が避難所になった場合の対処方法などについて考えました。初めて体験される先生ばかりでしたが、どのような対処をするか決めた後、カードを配置したり付せんに書いたりする作業を「あうんの呼吸」で分担し、スムーズな対応につながっていました。「いざ」という時に「ふだん」が生きていく」という実例を見せていただき、先生方の底力に感銘を受けました。

登記Q&A

第11回 土地の使用用途が変わった場合、登記はどうするの?

土地の現況または利用目的が自然的に変わってしまった場合、または人為的に変更した場合等、登記されている地目以外の地目となったため、登記簿上の地目を現況の地目に符合させる登記が必要になります。

自然的に変わってしまった場合として、登記簿が畑となっている土地が耕作放棄等により畑より原野となった時には、畑より原野へ地目変更登記が必要となります。人為的変更としては、登記簿が宅地以外となっている土地に、住宅を建てた場合には、宅地への地目変更登記が必要となります。

地目変更登記は、土地の現況および利用目的に重点を置き、部分的に僅少の差異の存するときでも、土地全体としての状況を観察します。不動産登記法では23種類

の地目を定めていますが、これ以外の地目は認められません。また、1筆の土地に2種類以上の地目は認められません。

その他にも、実際に変更した日付等を調査して決められた様式の申請書により法務局へ登記申請をすることとなります。

皆さまの大切な不動産の登記状況を把握し、地目変更の原因・日付を調査し、法務局に、皆さまの代理人となり登記を申請できる専門家は土地家屋調査士だけです。

土地の地目変更かも・・・と思ったらお近くの土地家屋調査士もしくは、札幌土地家屋調査士会にお問い合わせください。

問い合わせ ☎0144-34-7403 [ホームページ http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo](http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo)
 ☎0144-33-8885 [ホームページ http://www.sihosyosi.or.jp/](http://www.sihosyosi.or.jp/)
 ☎011-271-4593 [ホームページ http://www.saccho.com/](http://www.saccho.com/)